

< 水質検査業務委託特記仕様書 >

件 名 原水及び浄水水質検査業務委託

第1 (基本事項)

1 目的

本委託業務は、給水栓水等の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、たつの市水道事業（以下「甲」という。）が委託する「原水及び浄水水質検査業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

第2 (一般事項)

1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 試料受渡し場所

たつの市上下水道部上水道課事務所とする。

4 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

5 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議する。

第3 (検査項目)

1 給水栓水質検査 (定期の水質検査)

(1) 検査項目及び検査頻度

別表1 (水質基準の項目と検査頻度 (給水栓水)) のとおり。

(2) 採水日程

甲が指定した日とする。

(3) 試料受渡し場所

たつの市上下水道部上水道課事務所とする。

(4) 試料容器の準備

ア 乙は、別表1の検査項目に対し、別紙(採水の手引き)に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(5) 採水方法等

甲が採水する。

(6) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 原水水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

別表1 (水質基準の項目と検査頻度 (原水)) のとおり。

(2) 採水日程

甲が指定した日とする。

(3) 試料受渡し場所

たつの市上下水道部上水道課事務所とする。

(4) 試料容器の準備

ア 乙は、別表1の検査項目に対し、別紙(採水の手引き)に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(5) 採水方法等

甲が採水する。

(6) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

3 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

甲が指示する日時、地点で採水を行う。

(3) 試料容器の準備

ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに別紙（採水の手引き）に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(4) 採水方法等

甲が採水する。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 12 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

第 4 検査方法

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最近改正を使用））、残留塩素については水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号（最近改正を使用））、水温については「上水試験方法」（最新版）により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 現場での測定

水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は甲が準備をする。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付 健水発第 1010001 号（最近改正を使用））に基づき実施する。

(4) 速報値の報告

ア 給水栓水及び原水の水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告を行う。

イ 水道法第18条に基づく水質検査結果については、甲の指示する日までに報告する。

ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。

(5) 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した試料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 乙は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 乙は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間(土曜日、日曜日、祝祭日を含む。)とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した書類の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 乙への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、甲（甲から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

一般事項	名称	部数	提出期限等
	業務委託着手届	1	契約確定日
	従事者等届	1	契約締結後10日以内
	業務委託計画書	1	
	職務分担表	1	
	業務委託完了届	1	請求単位区分終了後速やかに
	請求書	1	請求単位区分検査終了後速やかに
	打合せ議事録	1	必要の都度

水質検査関係	名称	部数	提出期限等
	採水ルート図	—	契約締結後10日以内
	検査項目の実施順序	1	
	検査機関連絡体制表	1	
	作業日報	1	業務実施の翌朝
	水質検査結果書（一次報告書）	1	各採水日から1週間以内
	水質検査業務委託報告書	1	各採水日から3週間以内

(2) 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出する。

なお、甲が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を甲に提出する。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4 支払方法

(1) 支払回数 検査終了毎まとめるものとする。

5 そ の 他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。乙は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに甲に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行うこと。

6 担当部署

たつの市上下水道部上水道課

担当者 山 本 雅 人

電 話 0 7 9 1 - 6 4 - 3 1 7 3

採水の手引き

別紙

1. 試料の採水方法

1) 給水栓

①鉛：5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5L/分で5L採取し、均一攪拌したものを試料とする。

②その他の項目：①がある場合には、引き続き試料を採取する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採水を行う。

2) 給水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製の採水器具（2L以上）と、投げ込み用のロープ（10m程度）を用意し採水する。なお、検査用試料は、採水器具を十分に原水で共洗い後のものを使用する。

2. 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施する。残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させ実施する。

3. 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を用意する。

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量 等	備 考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上(満水)	5 L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	(指定なし)	120mL以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじロガラス瓶	40mL以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	(指定なし)	100mL以上(満水)	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上(満水)	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用	(指定なし)	50mL以上(満水)	速やかに、EDA添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじロガラス瓶	50mL以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用		500mL以上(満水)	
11	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	1000mL以上(満水)	*採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
12	TOC、臭気・味用	ガラス瓶	300mL以上(満水)	
13	その他の項目用	(指定なし)	2L以上(満水)	

* 印の項は、原水の場合は不必要

テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウムの俗称

EDA：エチレンジアミンの略